

藤沢市土地の埋立て等の規制に関する条例の廃止について
藤沢市土地の埋立て等の規制に関する条例を廃止する条例を次のように定める。

2025年（令和7年）2月13日提出

藤沢市長

鈴木 恒 夫

藤沢市土地の埋立て等の規制に関する条例を廃止する条例
藤沢市土地の埋立て等の規制に関する条例（平成21年藤沢市条例第4号）は、
廃止する。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和7年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例の施行の際現に廃止前の藤沢市土地の埋立て等の規制に関する条例（以下「旧条例」という。）第5条の許可を受け、かつ、着手している埋立て等については、旧条例第10条から第13条まで及び第15条から第20条までの規定は、令和8年3月31日までの間、なおその効力を有する。
- 3 この条例の施行の日前に旧条例第19条第1項又は第2項の規定により行った命令に係る埋立て等については、旧条例第16条、第17条及び第19条第3項の規定は、令和8年3月31日までの間、なおその効力を有する。
- 4 前2項に規定する埋立て等が宅地造成及び特定盛土等規制法（昭和36年法律第191号）第12条第1項の許可（同法第15条第1項又は第2項の規定によりみなされる許可を含む。）、第20条第2項から第4項まで若しくは第23条第1項若しくは第2項の規定による命令又は第20条第5項に規定する災害防止措置（同法第23条第3項において準用する場合を含む。）を受けた場合における当該埋立て等には、前2項の規定は、適用しない。

5 この条例の施行前にした行為の処罰については、なお従前の例による。

提案理由

この条例を提出したのは、宅地造成等規制法の一部が改正され、これまで条例により規制してきた土地の埋立て等について、法律により規制されることとなったことに伴い、条例を廃止する必要による。